

教育民生常任委員会

(平成25年4月30日)

樋口博己委員長

おはようございます。

ただいまより、教育民生常任委員会を開催させていただきたいと思います。

それでは、まず、村田健康福祉部長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

村田健康福祉部長

おはようございます。

健康福祉部といたしましては、本日が教育民生常任委員会初めての審議ということになりますので、どうぞよろしく願います。

本日は、四日市市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきまして審議をお願いいたしました。ご承知のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法につきましては、昨年5月に制定されまして、1年以内に施行されるという予定になっておりましたが、4月以降、中国で鳥インフルエンザの人への感染が相次いで報告をされたということがございまして、国におきましても施行時期を早めまして、4月13日に特別措置法が施行されることとなりました。

これを受けまして、万一の場合には速やかに法に基づく対策本部を設置することができるよう、対策本部の設置に必要な事項を定める条例を今回上程させていただいたということでございます。定例月議会ではなくて閉会議会での審議をお願いするという、やや変則なお願いになってしまいましたが、どうぞよろしく願いをいたします。

議案第42号 四日市市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

樋口博己委員長

それでは、付託議案といたしまして、議案第42号四日市市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきまして説明を求めたいと思います。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

よろしく願います。

それでは、議案第42号四日市市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

資料といたしましては、四日市市議会定例会議案、それから、提出議案参考資料並びに教育民生常任委員会資料となっておりますので、よろしく願いいたします。

本件につきましては、平成24年5月11日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法がこの4月13日に施行されたことに伴いまして、政府による新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されたときに設置する四日市市新型インフルエンザ等対策本部に関する必要事項について、条例での制定をお願いするものでございます。

議案参考資料の2ページをごらんいただけますでしょうか。

新型インフルエンザ等対策本部の組織でございますが、本部長は市長、副本部長は副市長及び危機管理監、本部員につきましては、健康福祉部長以下、ごらんいただいたとおりというふうに考えております。市の新型インフルエンザ等対策を円滑に推進するための情報交換や連絡調整を行うというものでございます。

また、教育民生常任委員会資料、このA3の部分がついた資料でございますが、ごらんいただけますでしょうか。

1ページのA3版の資料でございます。

これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要と、発生時の国、県、市の措置につきまして簡単にまとめたものでございます。

2番目の図にございますように、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等の発生の公表により、政府対策本部と県の対策本部が設置され、さらに、国民の生命及び健康に重大な被害を与えるおそれがあるとして政令で定める新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速な蔓延が見込まれる場合に、政府対策本部長より緊急事態宣言というものが出されるという流れになっております。そして、その宣言がなされた際に市において対策本部を設置するものということでございます。

また、右側の上でございますが、3番目、四日市市新型インフルエンザ等対策本部についてということで図をお示しさせていただいております。

この対策本部は、三師会や3病院、警察、消防等の関係者で構成しており市の保健所が所掌する新型インフルエンザ対策部会との連携を密にしながら、情報等の交換や調整を行っていくという流れで考えております。

今後は、5月に国の行動計画の公表が予定されておりますし、三重県におきましては今

のところ12月ごろの公表ということで聞いております。

本市におきましても、国、県の行動計画をもとに、今年度中に行動計画の策定をさせていただきたいと考えておりますが、この一番下でございますが、平成21年度に策定しております現在の市の行動計画の見直しという形で行ってまいりたいと考えております。

また、この参考という部分でございますが、21年度に策定しております行動計画に基づく、発生段階における体制というのを参考のためにさせていただいておりますが、この部分についてもまた新しい法律に基づく計画の中で見直しをさせていただきたいと考えております。

また、次のページ、2ページでございますが、これは先ほども申し上げましたように、国、県、市の動きと今後のスケジュールを一覧にしたものでございます。行動計画の策定は、今年度中と考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、あと、3ページでございます。

3ページに新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日が4月13日に早まったということで、それに係る官房長官の発言の概要資料がございましたので、これも参考に添付をさせていただいております。

それから、ページが飛びますけれども、12ページをごらんいただけますでしょうか。

先般の議会運営委員会の際に資料請求をいただきました新型インフルエンザ等の定義をまとめたものでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の新型インフルエンザ等というものでございますが、これは感染症法上の新型インフルエンザ、それから、再興型インフルエンザ、それから、新感染症を対象にするものとなっております。こういった形で整理をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

ご説明につきましては以上でございます。

樋口博己委員長

それでは、説明は以上ということですが、委員の皆様からご質疑がありましたら、挙手にて発言をお願いしたいと思います。

石川勝彦委員

今の説明で、盤石というふうに聞き取れるんですが、全国的かつ急速な蔓延のおそれの

ある新感染症ということで、行動計画を今年度中に見直して云々というようなお話もございましたけれども、この内容からすれば盤石だなと思うんですが、対応というソフトの部分についての心配はないのかどうかということについて若干お聞きしておきたいと思えます。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

現在も中国のほうで鳥インフルエンザという形で広がっているという情報もございますけれども、平成21年度に新型インフルエンザが発生したときに、こういう行動計画に基づきました動きをさせていただいたんですが、その際、いろいろとやはり混乱もございました、市の保健所としても十分な対応ができたかどうかということもいろいろ反省点もございました。そのあたりも踏まえまして、今の状況も踏まえまして、この連休もそうなんですけれども、事が起こりましたらきちんと対応できるよう、それぞれ手順については保健所内でも十分検討させていただいておりますし、そういった反省点も踏まえまして新しい行動計画の対応をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

石川勝彦委員

現代人全てが余りにも清潔にという認識が強くて、免疫力が落ちているというような状況の中で、このインフルエンザ等については、新しい病気として非常に蔓延力というか感染力が高いですね。だから、今、行動計画云々というようなお話がありましたけれども、それについて見直そうとしておられるものについて具体的に若干聞かせていただければなというふうに思います。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

行動計画につきましては、前回のときは、国も行動計画という形で、法律がない状態で作ってございましたけれども、今回、法律ができたことによりまして、特に、国、県、市、それぞれ役割が明確になっております。特に市の場合は、もちろん四日市市は保健所政令市でございますので、県の役割部分も一部担うということも含めて考えなければいけないというふうには考えております。

ただ、実際に行動計画をつくるに当たりまして、今般、特に市町村の役割といたしまし

では、特に新型インフルエンザ等に対する情報を各事業者、特に医療機関とか、そういった医療の関係のところを中心になるんですけども、そういう事業者や住民への適切な広報による提供ということで、前回のときもございましたけれども、提供体制について、徹底させていただきたいと考えております。

それから、今回、住民に対する予防接種の実施、その他、新型インフルエンザ等の蔓延の防止に対する措置ということで、いろんな形で法律に制定されておるものもございますので、そういった部分についてもきちんと対応させていただけるようにしたいというふうに考えております。

この前は、まだやっぱり法律がないという状況で、国、県、市の役割というのも明確になっていたというものの、まだちょっと曖昧なところもあったということもありましたので、今般、そのあたりについてきちんとまとめさせていただいて、漏れがないようにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

石川勝彦委員

大型の病院と、そして診療所等のいわゆる病院と、四日市医師会等とどのような連携がとられるかということにおいて法律が機能するというか、本市の保健所としての役割が果たせるかなというふうに思うんですが、その辺のところの連携のあり方。連携のあり方というよりも、それ以前に、どういうふうなつながりを持って円滑な法の対応ができるかなという点ですね。

一旦蔓延してしまいますと、それに対してどうするかという最悪のことも考えていただかなくてはならんのかなと思うんですが、そういうことはないにしても、地震じゃありませんので、想定外というようなことは考えなくてもいいかもしれませんが、非常に、今、中国、台湾等で鳥インフルエンザの話が出ておりますけれども、つながっておるわけですから、いつ何どきこちらのほうへ、日本へ飛んでくるかわからないというようなことから、国のほうで法改正が見られたというふうに、特別の緊急の法の措置がとられたということで、国、県、市のそれぞれのあり方を明確にしておいていただくということで、特に本市として決して見劣りのしない内容にさせていただく。ソフトの部分が大事かなと思うんですね。

もちろん、法的にハードの部分も整備していただかなきゃいかんけれども、ソフトの部

分を法にのっとして、抜け穴のないように、逃げ道のないように、あるいは、上手に進めていただけるように、収束できるような方向に進めていっていただけるようなことまで考えていただくのが行動計画ではないかなというふうに思いますので、その点をひとつくれぐれもよろしく願いをしておきたいと思います。

以上です。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

山口智也委員

今回の対策本部条例と直接の質問にはならないかもわからないんですけども、関連してお聞きしたいんですが、インフルエンザの治療薬のタミフルやリレンザなんですけれども、備蓄状況というのは四日市市としてはどうなっているのかというところを教えてください。この辺は主に県が担う部分なのかなという気はするんですけども、市としても独自で準備していくのか、そのあたりを少し教えてくださいたいと思います。

白木保健予防課副参事兼課長補佐

よろしく願いいたします。

今、委員のご質問の件で、タミフル、リレンザの備蓄というのは、国と都道府県の責務というふううたわれています。国民の45%の分が備蓄されていればいいということで、大体、タミフル、リレンザの薬の成分の有効期間というのが5年になっています。5年間置いておいたものを、次、新しいもので置きかえてまた購入していくというのが国と県の責務になっておりまして、四日市市の分につきましても、県のほうで備蓄をされています。

あと、若干、数%、流通備蓄と言いまして、町なかにある薬品会社のほうにも備蓄がありまして、いざ発生したときにはそこから市中に出していくということでの話し合いが既になされておりまして、四日市市についても、県からこちらに向けてそのときには薬が流れてくるということの体制について、確認はとっています。

前回、平成21年に起きたインフルエンザのときの薬がもうそろそろ有効期限が切れてきておりまして、新たな薬を今年度も購入されているというところまで確認しております。

以上です。

山口智也委員

そうすると、保健所政令市でも、四日市市としては独自に持つ必要はないということな
んですか。

白木保健予防課副参事兼課長補佐

おっしゃるとおりで、こちらで持つと、結局使わないで処分をせざるを得ないというこ
とも発生してきます。県が今、処分するのに数百万円お金を支払って処分を行っている
というようなところからいきますと、県と国にお任せをして、私どもは災害時、発生したと
きに流通備蓄から流れてくるという体制を整えていくほうが優先されるというふうに判断
しております。

豊田政典委員

最後の12ページの資料に関連してですけど、出してもらった定義はわかるんですけど
も、今回の条例案が適用しようとしている病名がよくわからないので、既に確定している
病名もあると思うんですけど、そのあたりを説明してください。

白木保健予防課副参事兼課長補佐

今、中国で言われています鳥インフルエンザと言われている部分は、H7N9という種
類になっています。まず、インフルエンザの定義づけで、今、鳥インフルエンザと言われ
ている部分につきましては、鳥から人に感染させていると。若干、人から人もあるかもし
れないねという状況になります。ここにある新型インフルエンザという定義につきましては
は、それをもう少し先に進んでいって、人から人にうつすという状況になった場合につい
て新型インフルエンザという定義になっています。

H7とか、Nの幾つとかということで、以前、平成20年、21年に出てきたH1、N1と
いったような形で、Hは1から16、Nについては1から9という分類がなされています。
その中で人に感染しやすいもの、それから、人に感染しにくいものというすみ分けがな
されています。今回、今、対策をとっているH7N9というのは余り人に感染させないだ
ろうというのが今回4月当初に国が示した国立感染研究所の発表です。

ただ、だんだん変異をしてきているので人にうつしているのではないかなというようなテ

レビ等での話も今私どもは聞いておりますが、数としては、今申し上げた16通りと9通りの掛け合わせた数が、それだけ種類はあるんですけども、今回、今、特に喫緊の課題として、H7N9が人に感染する可能性も含めて、今後、新型インフルエンザという定義づけになる可能性もあるかもしれないということで、今、この対策を特にとっていく必要があるというふうに判断しています。

済みません、種類については、そういう状況でしか、私ども、今のところ把握しておりませんので、具体的にはこういったものが今多いのかというのは調べておりません。

以上です。

豊田政典委員

今回の特別措置法のもとになった中国の鳥インフルエンザというのはわかるんですけど、これからの変異によっては対象になるかもしれない。

そうじゃなくて、12ページの1、2、3という定義がありますよね。その中で、例えば2番についても、今既にこの条例や特別措置法の対象だというのはないという考えでいいのでしょうか。3番についても同じことを聞いているんですけど。

白木保健予防課副参事兼課長補佐

ご質問の件については、今、対象はないというふうに判断しております。

豊田政典委員

例えば3番なんかで、今は蔓延していないけれども、この感染症が蔓延した場合には適用されるというのはあるんじゃないかなと思うんですけども。

白木保健予防課副参事兼課長補佐

今、委員のおっしゃるとおり、今のところ新型インフルエンザという定義に当てはまる疾患は一つもないですが、状況によって、今後、どんな病気が出てくるかというのは今のところまだ確立はされておりませんが、出てきてここにうたわれてくるような新感染症が起きる可能性はあると思われれます。

豊田政典委員

そうすると、今後の発生状況によってこれを適用するかどうかというのが判断されるということで、この病気が、もし感染症が、3番でいえば、蔓延したら対象になるよ、これは違うよとか、そういう仕分けはされていない。

白木保健予防課副参事兼課長補佐

今のところ、遺伝子レベルで検査をしてきておりまして、その中で必要な過去からの状況に応じて、新感染症になるものが出てくるかもしれない。ただ、現段階としては、今問題になっている鳥インフルエンザ等がありますけれども、ただ、具体的にここに上がってくるものが何なのかというところまでの特定についてはなされておられません。

以上です。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

中森慎二委員

今回、新型インフルエンザ等対策本部をつくる条例ができるわけですが、実際の行動計画はまだこの後おくれるという話の中で、従前の体制の四日市市新型インフルエンザ対策行動計画に基づき対応しますよということなんだけれども、それはそれで理解をするんですが。

この1ページの右側の四日市地域救急医療対策協議会新型インフルエンザ対策部会。四日市市は保健所政令市という位置づけの中でもあるんですけども、この部会は従前のインフルエンザ対策行動計画の中にどう位置づけられている。

白木保健予防課副参事兼課長補佐

今、委員ご質問の新型インフルエンザ対策部会の委員の構成のところに、医師会、歯科医師会、薬剤師会と医療機関関係の方が入っておられます。具体的には、実際の、先ほど石川委員の話の中にもありました、どういったお薬を今使うと有効なのかとか、それから、症例定義、今回の38度以上の熱があつて中国に滞在期間が云々というような部分の情報提供をしていくとともに、万が一発生してきたときには発熱外来の設置に向けて対応をお願いしたいと。それから、今、こういった新しい国からの情報が来ておりますので、これを

もとに速やかに院内での体制の確保に努めてくださいというような形のものをこの新型インフルエンザ対策部会では行っておりますので、どちらかと申しますと、実動部隊というか、現場に近い状況の検討会というふうにご判断願えたらありがたいと思います。

以上です。

中森慎二委員

それはわかるんだけど、従前からある新型インフルエンザ対策行動計画にどう位置づけられているのかと聞いている。どこにどういう形で定義されているのかと聞いている。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

従前からあります四日市市新型インフルエンザ対策行動計画がありますけれども、その中の医療供給体制というところがございます。その医療供給体制を円滑に行うために、三重郡3町を含めて地域の公共的な性格を有する医療機関や三師会、それから、消防、警察、市長で構成する四日市地域救急医療対策協議会の中の新型インフルエンザ部会において具体的な医療体制の構築の協議を行いますという形で行動計画の中に、本文の中にはそういうふうに記載をさせていただいているところでございます。

中森慎二委員

それ、ここにはないんでしょう。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

申しわけございません。行動計画につきましては、今回、冊子の資料をこちらの議会のほうに提出させていただいておりませんでしたので、申しわけございません。一応、記述としては医療体制の確保という形で行動計画の中には位置づけをさせていただいております。

中森慎二委員

それは資料、また後で欲しいんですけど、対策本部を条例でつくっても、具体的な行動計画の策定がおくれてくるから、従前のインフルエンザ対策行動計画に基づいて実際はしますよと、当面の間はということなんでしょう。

ということは、1ページの右上にある対策本部と書いてある、条例でつくったけれども、従前の対策行動計画に基づく組織と、この対策部会が連携をするんだというのが当面の形になるということ、現実的には。だから、現実的な話として、ここの部会がどう連携をしているのかというのをちょっと資料としていただきたいと。お願いします。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

後ほど資料として提出させていただきます。申しわけございませんでした。

樋口博己委員長

他の委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

それでは、この程度で質疑を終結したいと思います。

その前に報道の方がお二人お見えになっています。

それでは、討論に移りたいと思いますが、討論のある方は。

(なし)

樋口博己委員長

なしでよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、討論がございませんので、簡易採決をとらせていただきたいと思います。

議案第42号四日市市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第42号 四日市市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

樋口博己委員長

それでは、委員の皆様事前にメールボックスでお渡ししておりますが、不登校の状況分析と対応について、そして、全国学力・学習状況調査の分析及び対応についてということで、前回の委員会で委員からの意見がないんじゃないかというご指摘がございまして、その部分をプラスさせていただきました。もし加筆等がございましたら、4月中にご意見をということをお願いはしておったんですが、この内容でよろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

それでは、この議論の内容が秘密会で議論をされた関係もありまして、このように手もかけて確認をさせていただいて、この報告書を作成させていただいておりますので、それでは変更なしということですので、これを休会中調査ということで提出をさせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

それでは、本日、これで教育民生常任委員会、最終日となりますので、まず副委員長からご挨拶をお願いしたいと思います。

村山繁生副委員長

どうも1年間お世話になりました。なかなか委員長に本当に任せ切りで、私も余りお役に立てなかったですけども、皆様のおかげで無事1年間を過ごさせていただきました。皆様のご協力に感謝を申し上げまして、簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

樋口博己委員長

本当に私、初めての委員長で、教育民生常任委員会ということで、本当に大きな案件が山積した1年ではございましたが、皆様の心温まるご協力、ご支援をいただき、何とか

無事、無事かどうかわかりませんが、1年を終えることができました。また改選後もいろんな形で大変お世話になりますが、感謝を申し上げて挨拶とさせていただきます。1年間ありがとうございました。

それでは、これで教育民生常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

10：42 閉議